

出版契約書ヒナ型解説

<一般用>

1971年 3月

社団法人 日本書籍出版協会

東京都新宿区袋町6 電話(268)1301

目 次

まえがき	1 頁	第13条 ©表示	15 頁
出版契約書使用について		第14条 著作権使用料	16
		第15条 著作権使用料の支払	18
出版契約書表紙・署名欄	3	第16条 贈呈部数等	19
第1条 出版権の設定	3	第17条 発行部数の報告	20
第2条 出版権の存続期間	4	第18条 改訂版・増補版	21
第3条 排他的使用	4	第19条 二次的使用	22
第4条 出版権の登録	6	第20条 全集その他の編集物 への収録	23
第5条 内容の責任	8	第21条 出版権消滅後の頒布	24
第6条 校正の責任	8	第22条 著作権または出版権 の譲渡質入	25
第7条 出版の責任	9	第23条 災害等の場合の処置	25
第8条 費用の分担	9	第24条 契約の解除	26
第9条 原稿等の引渡し	11	第25条 契約の有効期間	27
第10条 著作人格権の尊重	12	第26条 契約の自動更新	28
第11条 定価・造本・部数等	13	第27条 契約内容の変更	29
第12条 発行期日	14	第28条 契約の尊重	29

まえがき

このヒナ型は当協会が昭和33年に作成し、同36年に一部改定して、会員出版社の方々の使用に供してきた旧ヒナ型を全面的に改定したものであります。この新ヒナ型を作成・公表するに至りました理由としては、昭和46年1月から施行されることとなった新著作権法に即応するために旧ヒナ型に再検討の必要を感じたこと、また、この10年間に旧ヒナ型の使用が出版界に普及するとともに、出版契約に関する慣行がかなりの定着をみせてきた事態にかんがみて、旧ヒナ型の条項の中で修正・改善すべき点を生じたことであります。

次に、この新ヒナ型について特に留意していただきたい点を申し述べます。

1. これは出版権設定契約であります。普通の書籍の出版契約で、著作権者による出版権の設定を明示していない、いわゆる許諾だけに止まる契約は、たとえ排他的許諾を伴っている場合でも、出版者の権利の保護のうえで不十分さがあることは事実と理論のいずれからも明らかとなっていますので、本ヒナ型は旧ヒナ型同様、出版権の設定を前提として作成しております。したがって新ヒナ型の眼目は、出版権者としての出版者の利益を保護することにあることはいうまでもありませんが、しかし契約の相手方である著作権者の立場にも敬意を払い、著作権の公正な保護に遺漏のないように心がけております。

なお、すでに出版権設定契約の結ばれている既発表著作物の二次的使用 — たとえば全集・文庫への使用 — に関する出版契約は、出版権設定契約となりえない性質のものでありますために、ここでは考慮に入れておりません。このような場合には、著作権者との間に出版許諾契約を結んで本ヒナ型の条項中必要なものをとりきめ、出版権者との間には出版権の使用に関する許諾契約を結ぶだけでよろしいとされています。

2. 新ヒナ型は、著作権法の諸規定および出版界の慣行にもとづいて作成したものであることはいうまでもありませんが、さらに今後の出版契約のあり方や出版社対著作権者との関係について一層合理的な、公正な、よい慣行が形成され確立されてほしいという前向きの姿勢をとっております。したがって、個々の使



用例の場合に、ある条項の内容について相手方の著作権者から異議が出るような場合もないとはいえません。そういう際には、著者に対してできるだけ問題の条項の本意を説明し納得してもらう努力が出版者側としては望ましく思われますし、また、どうしても折合いのつかない場合には、部分的な修正や削除を必要とすることも起こりうると思われます。

3. この新ヒナ型に<一般用>という題名を付けたのは、一人の著者の原稿を普通の単行本として出版する場合に基準として使用されるもの、という意味であって、専門書に対する意味の<一般書用>という意味ではありません。一般用としてはこのまま使用してさしつかえない場合が多いこととは思いますが、たとえ一般用とはいえ、著作権者である著者の意向、出版される書籍の性質、出版者としての方針が具体的に考慮された結果、多少の修正加筆を必要とすることが考えられます。さらにお出版物には部門別にいろいろの種類があり、また著作の態様からみても一人の著者によるものほかに、共同著作物や編集著作物もあれば翻訳もあり、それぞれ出版の条件が違っております。このことは当然出版契約の内容にも異同を生ずることになり、厳密いえば個々の出版物ごとにそれにふさわしい出版契約書が取り交わされるのが理想的であるわけです。

こういうわけで、この新ヒナ型は一般的な場合を予想した最大公約数的条項をまとめ上げた基準としての意味をもつものでありますから、実際の使用に当たっては、必要に応じて削除または加筆されることを予想しております。

ちなみに当協会は、この<一般用>ヒナ型について、文芸もの、翻訳書、編集もの、絵本など、契約上特殊のとりきめを必要とするものに使用できるヒナ型の作成に着手する予定であります。

新出版契約書ヒナ型（一般用）の使用について

出版契約書表紙・署名欄 — 第1 頁目 —

最初の「著作者名」には、編集物の場合は編者名、翻訳物の場合は訳者名を掲げことになります。書名すなわち著作物の題号が確定していない場合には仮題を記入しておいて、決定しだい訂正すればよいわけです。著作者と著作権者が別人である場合には、甲の欄には必ず著作権者名を記入することになりますが、これは出版権設定契約の相手方が著作権者でなければならないという法理から当然のことあります。本ヒナ型の条項は、著作者である著作権者を相手方とする場合を前提としてかかれています。「出版権者」の欄には、当該出版社の代表者である社長あるいは責任者である担当役員の氏名を記入しなければなりません。なお、「収入印紙」のところには印紙税法により20円の印紙を貼らなければなりません。

第 1 章 （出版権の設定） 甲は、表記の著作物（以下「本著作物」という）の出版権を乙に対して設定する。

2. 前項の出版権の設定により、乙は、本著作物の複製ならびに頒布の権利を専有する。

この条文は契約のかなめである「出版権の設定」と「出版権の内容」を明記しています。著作権法では、出版権は複製権者つまり、著作権者が設定してくれなければ発生しないことになっています（著作権法79条1項）から、まずこれを明らかにし、この設定によって出版者が出版権者として「複製ならびに頒布」することのできる排他的な権利をもつことをヒナ型では第2項で示しております。



この趣旨は、著作権法第80条第1項の「出版権者は、設定行為の定めるところにより、頒布の目的をもって、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する」との規定をあらためて確認するというところにあります。

第2条（出版権の存続期間）本著作物の出版権は、第25条および第26条に定めるこの契約の有効期間中存続する。

出版権をどのくらいの期間存続させるかは契約で自由にきめられることになっていますし、もしこれをきめておかないと、出版権を設定して初版を発行した日から3年たつと消滅することになっています（法83条1項、2項）。出版権の存続期間は、出版権者として負うべき義務のこととも考えて慎重にきめるべきで、ただ長ければよいというものではありません。理屈の上では、この期間は後出のヒナ型第25条と第26条に掲げた契約の有効期間と必ずしも一致させないでよいのですが、実際問題としては、これを契約の有効期間と同じ期間存続させることが合理的ですから、特に本条を設けたわけです。

第3条（排他的使用）甲は、この契約の有効期間中に、本著作物の全部もしくは一部を転載あるいは出版し、または本著作物と明らかに類似すると認められる内容の著作物もしくは本著作物と同一書名の著作物を出版しあるいは他人をして出版させない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲乙同意のうえ本著作物を他に出版させる場合、甲はその処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。



第1項の前段は、排他的・独占的使用権としての設定出版権固有の性質を念のために確認したもので、著作権者が契約の目的となっている著作物を勝手に他から出版したら出版権の侵害になることを明記しております。これは著作権法第80条第1項で「複製する権利を専有する」と定めているところから当然のことです。しかし後段で、甲に「本著作物と明らかに類似すると認められる内容の著作物もしくは本著作物と同一書名の著作物を出版あるいは他人をして出版させない」ことを義務づけているのは、著作権法の規定からは直接には根拠づけられないのですが、もしこのようなことが著作権者によってなされると、複製頒布した著作物の売行きに支障を来たす結果となり、出版権者として大いに迷惑するところでありますし、道義的にも、また不正競争防止法の精神に照らしても望ましくないという理由によるものであります。

第2項は第1項の例外規定です。実際問題として、出版権の有効期間中に著作権者は同一の著作物を全集ものの一編として、文庫版や新書版として、あるいはブッククラブ版として他の出版社から出版したいという意向をもち、他の出版社からも出版権者にその旨の交渉をもちかけてくる例は決してめずらしくありません。これに対して、出版権者は「出版権の排他性」のたてまえから拒否することは当然できますけれども、著作権者の意向、契約目的である当の書籍の売行き、他の出版社との関係などを考慮した上で、一定の条件がかなえられるならば、承知してもよいと考える場合がしばしば起こります。こういう場合、出版権者は申し出た他の出版社に自分の一存で<出版権の使用>を認めることは許されません。というのは、著作権法第80条第3項に「出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができない」という規定があるからです。著作権者の方でも、出版権を侵害したくないというのであれば<他の出版社>に対して勝手に同一著作物の出版を許諾することはできないのですから、この場合はどうしても著作権者が出版権者の同意を得る必要があります。そればかりでなく、双方同意のうえ、いよいよ他から出版することとなった場合、著作権者は

乙第一八号証 三

右正写致しました

弁護士 吉田杉明

